

<新型コロナウイルス感染症対策：緊急要望書項目>

① 傷病手当金給付の条例化、手続きの簡素化

傷病手当金の給付につきましては、5月1日付で本市国民健康保険条例を改正し、5月1日から申請の受付を開始しております。また、市広報、ホームページなどを通じ、市民に周知するとともに、郵送受付とし手続きの簡素化を図っています。

②保険料の減免の条例整備、手続きの簡素化

保険料の減免につきましては、速やかに対応できるよう大阪府への詳細確認後、6月中旬に送付させていただく納付通知書送付時に案内を同封するとともに、市広報紙及びホームページへの掲載の準備を進めております。また、提出方法につきましても郵送での提出も可能とする予定です。

③納付の猶予・換価の猶予、滞納処分の停止

新型コロナウイルス感染症の影響で、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付期限までに納付が困難な場合は、納付相談を受け付けます。また、状況に応じて徴収猶予制度・換価猶予制度を活用します。滞納処分の執行停止については法令等に基づき適正に対処します。

④違法な滞納処分の中止

滞納処分については、法令等に基づき適正に行っています。なお、滞納が生じた際に即時に滞納処分を行うことはせず、電話や文書等により連絡をとり、納付相談の機会を設ける等きめ細やかに対応し、生活の困窮に繋がらないよう配慮します。

⑤保険料減免と一部負担金減免を同時にできるよう、手続きの簡素化

一部負担金の減免につきましては、国民健康保険料及び一部負担金の徴収猶予又は減免に関する規則で定められており、保険料の減免と同時に申請できるよう配慮いたします。